

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	予約型相乗りタクシー「カシワニクル」利用登録者名簿
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部 交通政策課
個人情報ファイルの利用目的	予約型相乗りタクシー「カシワニクル」運行事業において、利用会員登録を行うために利用するもの。
記録項目	1 氏名, 2 性別, 3 生年月日・年齢, 4 住所, 5 連絡先
記録範囲	会員登録者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報の有無	無
記録情報の経常的提供先	順風路株式会社
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律第60条第2項第1号（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	柏市地域公共交通網形成計画関係事務
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部 交通政策課
個人情報ファイルの利用目的	柏市地域公共交通網形成計画の策定(平成29年度未予定)に向け、市内公共交通空白地域在住者の移動実態等を把握するためのアンケート対象者を抽出（無作為）し、アンケート用紙を送付するため
記録項目	1氏名, 2性別, 3生年月日・年齢, 4住所
記録範囲	市民（住民基本台帳に登録のある対象地域内の65歳以上の男女）
記録情報の収集方法	住民基本台帳
要配慮個人情報の有無	無
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	かしわコミュニティバス「ワニバス」（逆井・南増尾・沼南コース）シルバーバス申請者管理簿
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部 交通政策課
個人情報ファイルの利用目的	かしわコミュニティバス「ワニバス」（逆井・南増尾・沼南コース）を割引で利用できるシルバーバスを発行するにあたり、申請者情報を確認するため利用するもの。
記録項目	1 氏名, 2 性別, 3 年齢, 4 住所
記録範囲	シルバーバス発行申請書を提出したもの（令和6年度以降）
記録情報の収集方法	本人, 住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	柏警察署
開示請求等を受領する組織の名称及び所在地	柏市 総務部 行政課 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイル等の種別	個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項（電算処理ファイル）※ ※政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	